

化学物質対策が変わります！

化学物質を
取扱う事業者様

～規制から自律へ～

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、規制（有機則や特化則等）対象外の物質による災害が約8割である状況等を踏まえ、新たな化学物質対策制度が令和5年4月1日より順次始まっています。



自律的な管理のためのポイント

ポイント1 まずはラベル・SDSを確認する！



SDSの記載事項	
項目2	GHS分類
項目4	応急処置
項目7	取扱い及び保管上の注意
項目8	ばく露防止及び保護措置
項目15	適用法令

化学物質を取り扱う場合は、まずは「ラベル」を確認しましょう。ラベルにGHS絵表示がついているものは、要注意です。ラベルを確認した後は、具体的にどのような危険・有害性があるのか「安全データシート（SDS）」を確認することが重要です。SDSは、製造業者から提供してもらう必要があります。SDSには、化学物質を安全に管理する上で必要不可欠な情報が記載されています。

ポイント2 ばく露経路を遮断する！（直接接触の防止）



ラベルやSDSを「GHS分類」に上の絵表示がある場合は、それぞれの有毒性に応じて適切な保護具を着用することが重要です。また、保護具が正しい状態（穴が開いているなど有効な機能が失われているものなどは不安全）で使用できているか定期的に点検する体制を構築しましょう。



保護具等の使用義務リスト
（令和5年11月9日時点）

ポイント3 ばく露される濃度を低減する環境を整える！

【リスクアセスメントの基本的な考え方】

- 高
優先度
↑
↓
低
- 1 化学物質の使用禁止・有害性の低い物質への変更（本質的対策）
 - 2 設備の密閉化、換気装置の設置等（工学的対策）
 - 3 作業手順の改善等（管理的対策）
 - 4 個人用保護具の利用



保護具着用は最終手段であり、まずは優先度として高い対策から検討し、実践していきましょう！

新たな化学物質対策は、SDS等から得られる「危険性・有害性」の情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止対策を事業者自らが選択します。

対策を選択した後は、再度リスクアセスメントを実施し、ばく露される濃度が最小限度であること（濃度基準値が定められた物質は濃度基準値以下であること）を確認しましょう。

リスクアセスメントとは、作業環境測定や個人ばく露測定といった実測に基づくものに加えて、測定に基づかない「クリエイトシンプル」（厚生労働省）等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する方法などがあります（表1参照）。

表1 リスクアセスメント見積り可能例

	実測値がある	実測値がない
濃度基準値がある化学物質の場合	濃度基準値と実測値と比較	濃度基準値とクリエイトシンプル等により得られたばく露濃度の推定値と比較
濃度基準値がない化学物質の場合	実測値と動物実験データ等からばく露限界値を推定し比較する、または、クリエイトシンプル等の管理目標濃度と比較	クリエイトシンプル等により得られたばく露濃度の推定値と左記で挙げた濃度と比較

濃度基準値とは、経気道ばく露の指標であり、令和4年以降順次追加されています。

リスクアセスメントを実施した後は、当該記録の保存義務があります。

ポイント4 化学物質の管理体制を強化する！

化学物質（一般消費者の生活の用に供されるものは除く。）を取扱う全ての事業場では、**化学物質管理者**を選任しなければなりません。

また、ポイント3にて「個人用保護具の利用」の対策を講じることとした全ての事業場で、適切な保護具を選択し、保護具の使用・保守管理を行うため、**保護具着用管理責任者**を選任する必要があります。各管理者・責任者を選任した後は、当該者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等により周知させる必要があります。



正しく使われ
ているな。ヨシ！

	化学物質を取扱う事業場	左記以外の事業場
化学物質管理者	資格要件あり （講習受講）	資格要件なし
保護具着用管理責任者	資格要件なし	資格要件なし

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者である必要があります。

そのほか、改正のあった事項はこちらからご確認ください！



【動画】ラベルの見方、絵表示の意味



【動画】SDSの読み方



【厚生労働省】職場の化学物質対策について



ケミサボ



クリエイトシンプルによるリスクアセスメントについて

化学物質管理者の職務

- 1 ラベル表示及び安全データシート(SDS)に通知に関すること
- 2 リスクアセスメントの実施に関すること
- 3 リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること
- 4 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
- 5 リスクアセスメント結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
- 6 リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者へのばく露状況、労働者の作業記録、ばく露防止措置に関する労働者への意見聴取に関する記録・保存並びに労働者への周知に関すること
- 7 労働者への教育に関すること

<p>化学物質管理者 氏 名</p>	
------------------------	--

保護具着用管理責任者の職務

- 1 保護具の適正な選択に関すること
- 2 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- 3 保護具の保守管理に関すること

<p>保護具着用管理責任者 氏 名</p>	
---------------------------	--